市町単独福祉医療費助成制度実施状況

（令和8年10月1日現在）

＜　全て、子ども、重度障害者・児（老人）等、老人、母子家庭等（老人）、その他　＞

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
大津市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小学校１年生から中学校３年生の者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内 現物 県外 償還	R5.10.1	25,464
	重度障害者（児）＜身体障害者＞	有	① 47250 ② 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳３級所持者	有 （市の所得制限）	有 （市の所得制限）	①医療保険の自己負担額（※１） ②医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内 現物 県外 償還	H27.1.1	210
	重度障害者（児）＜知的障害者＞				・県の所得制限により非該当となった者 ・75歳未満で知的障害中度の者						442
	重度障害者（児）＜心身障害者＞				・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳４級所持かつ知的障害軽度の者						1
	重度障害者（児）＜精神障害者＞				・県の所得制限により非該当となった者					R6.4.1	2
	特別児童扶養手当１級支給児童				・県の所得制限により非該当となった者						
	母子家庭等＜母子家庭＞	有	49250	ピンク	・１８歳に達する日の属する年度の末日（３月３１日）を経過した者で２０歳未満の高等学校在学中の者を扶養する父または母と子 ・身障手帳１～３級又は知的障害重度～軽度で１８歳以上６５歳未満の者の介護のために就労できない母子家庭の母と子	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H27.4.1	27
			49253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・知的障害中度の者	有 （市の所得制限）	有 （市の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H16.8.1（精神はR6.4.1）	93
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			
	母子家庭老人等	有	86250	ピンク	・身障１～３級又は知的障害重度～軽度で１８歳以上６５歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭で後期高齢者医療受給中の母	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H16.8.1	0
			86253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			1

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】(令和8年10月1日現在)

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期)	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
彦根市	乳幼児(子ども医療)	有	40259	うぐいす	・小学１年生から中学３年生（15歳到達後最初の３月３１日）までの者	無	無	医療保険の自己負担額(※１)	県内 現物 県外 償還	H30.4.1 (R6.4.1)	7,775
	高校生世代(子ども医療)	有	40252	ピンク	・15歳到達後最初の４月１日から18歳到達後最初の３月３１日までの者	無	無	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	3,211
	母子家庭等(母子)	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	1,083
	母子家庭等(父子)	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	68
	重度障害者(児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者で小学１年生から18歳到達後最初の3月31日までの児童	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	46
			47250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳３級所持者			医療保険の自己負担額(※１)		H18.8.1 (R6.8.1)	40
			47253					医療保険の自己負担額(※１)から県制度に準ずる自己負担金(※２)を控除した額			176
	老人(65～69歳老人)		48251	うすだいだい	・知的障害中度（Ｂ１）の療育手帳所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額（※１）から健康保険法の規定の例による一部負担金相当額を控除した額	県内 現物 県外 償還	H26.8.1	0
					・身障手帳４級所持者						12
	老人(70～74歳老人)		48252	白	・知的障害中度（Ｂ１）の療育手帳所持者			医療保険の自己負担額（※１）から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額			1
					・身障手帳４級所持者						26
	母子家庭老人等(母子家庭老人)	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	1
	母子家庭老人等(父子家庭老人)	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	H29.8.1	0
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳３級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H18.8.1 (R6.8.1)	115
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※２)を控除した額			246

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
長浜市	子ども医療費助成	有	40259038	うぐいす	・小学１年生から中学３年生（１５歳到達後最初の３月３１日）までの者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R4.10.1	7,864
	高校生世代	有	40252033	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	3,197
	重度障害者（児）	有	41252032	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	548
			47250030		・身体障害者手帳３級所持者、４級所持者の一部の者（※４級の一部については高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める障害認定に該当する者）			医療保険の自己負担額（※１）		H6.8.1	169
	母子家庭	有	43252030	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	814
	父子家庭	有	44252039	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	62
	ひとり暮らし寡婦	有	45252038	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	2
	重度障害老人	有	82252032	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	469
			85250033		・身体障害者手帳３級所持者、４級所持者の一部の者（※４級の一部については高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める障害認定に該当する者）			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		H6.8.1	497
	母子家庭老人	有	83252031	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252030	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
近江八幡市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小学１年生から中学３年生の者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	H27.10.1 (R6.4.1)	6,085
	高校生世代	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	2,462
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者で、小学１年生から中学３年生の者	県の所得制限	県の所得制限	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H31.4.1 (R6.4.1)	60
	重度障害者（児）	有	① 47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	①医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	S48.10.1 (H17.8.1)	119
	重度障害者（児）（心身障害者）	有	② 47253	ピンク	・75歳未満で身障手帳３級所持者 ・75歳未満で身障手帳４級を所持かつ知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当支給対象児童で２級の者	無	無	②医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内のみ　現物	S48.10.1 (H14.4.1) (H17.8.1)	148
	重度障害者（児）	有	③ 47254	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者で、小学１年生から中学３年生の者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内　現物 県外　償還	H31.4.1 (R5.4.1)	5
	重度障害者（児）（心身障害者）				・75歳未満で身障手帳３級所持者 ・75歳未満で身障手帳４級を所持かつ知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当支給対象児童で２級の者 上記のいずれかで、小学１年生から中学３年生の者				県内　現物 県外　償還	H31.4.1 (R5.4.1)	48
	母子家庭等（母子家庭）	有	43252	ピンク	・県制度対象者で、小学１年生から中学３年生の者	県の所得制限	県の所得制限	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H31.4.1 (R6.4.1)	274
	母子家庭等（母子家庭）	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	S51.7.1 (H17.8.1)	0
			49253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			53
	母子家庭等（母子家庭）	有	49254	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者で、小学１年生から中学３年生の者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H31.4.1 (R6.4.1)	47
	母子家庭等（父子家庭）	有	44252	ピンク	・県制度対象者で、小学１年生から中学３年生の者	県の所得制限	県の所得制限	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H31.4.1 (R6.4.1)	17
	重度障害老人	有	① 85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内　現物 県外　償還	S58.2.1 (H17.8.1)	38
	重度障害老人＜心身障害老人＞		② 85253		・75歳以上で身障手帳３級所持者 ・75歳以上で身障手帳４級を所持かつ知的障害中度の者			②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内のみ 現物	H14.4.1	273
	母子家庭老人等	有	86250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内　現物 県外　償還	S58.2.1 (H17.8.1)	0
			86253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			0

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
東近江市	子ども医療費助成	有	40259	藤色	・小学生（小1～小6）、中学生（中1～中3）	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内　現物 県外　償還	H28.10.1	7,995
	重度障害者（児）	有	47251	黄色	・身障手帳３・４級所持者 ・療育手帳Ｂ１・Ｂ２所持者（知的障害中度・軽度の者）	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	通院にかかる医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	H17.4.1（H17.8.1）	1,070
			47254					通院にかかる医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			
	重度障害老人	有	85251	黄色	・上記重度障害者（児）に該当する者でかつ後期高齢者医療制度の該当者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内　現物 県外　償還	H17.4.1	1,049
			85254					通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度による自己負担金（※２）を控除した額			
	妊産婦医療費助成	－	－	－	・妊産婦（母子手帳交付月の初日（または東近江市に転入した日）から出産月の翌月の末日（または転出した日の前日）まで）	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	償還のみ	R6.4.1	不明

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
草津市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小中学生（満7歳に到達する年度の初日から満15歳に到達する年度の末日までの者）	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	11,799
		有	40254	ピンク	・高校生等（満16歳に到達する年度の初日から満18歳に到達する年度の末日までの者）	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	3,797
	重度障害者（児）	有	41253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小中学生および高校生等の者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	88
	重度障害者（児）	有	47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳３級所持者 ・療育手帳Ｂ所持者 ・戦傷病者手帳特別項症から第４項症の者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	1,291
			47253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			
			47254					医療保険の自己負担額（※１）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し			
	母子	有	43253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小中学生および高校生等の者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	603
	父子	有	44253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小中学生および高校生等の者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から通院のみ県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	45
	重度障害老人等	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記重度障害者に該当する者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	125
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			329

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
守山市（続きあり）	子ども	有	40259	オレンジ	・小学１～中学３年生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	7,659
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →本人住民税非課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	273
			① 47250 ② 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳３級所持者 ・知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当２級支給対象児童	有（市の所得制限）	無	①医療保険の自己負担額（※１） →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	374
	ひとり暮らし高齢寡婦	有	① 48251	うすだいだい	・県の所得制限により非該当となった者	有（市の所得制限）	無	医療保険の自己負担額（※１）から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内　現物 県外　償還	H15.8.1	1
		有	② 48252	白	・県の所得制限により非該当となった者						2
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →母に市の所得制限有	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	410
			43253	ピンク	・助成番号43251に該当する小学１～中学３年生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	98
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →父に市の所得制限有	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	10
			44253	ピンク	・助成番号44251に該当する小学１～中学３年生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	24
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →本人住民税非課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0
	母子家庭等 ＜母子父子家庭＞	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・母子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する母等 ・父子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する父等	有（市の所得制限）	無	①医療保険の自己負担額（※１） →母等に市の所得制限有 ②医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額 →母等が市の所得制限を超える時	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	1
										H17.8.1	117
			49255	ピンク	・助成番号49253に該当する小学１～中学３年生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	59
	ひとり暮らし寡婦	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有（市の所得制限）	無	①医療保険の自己負担額（※１） →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	5

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
守山市（続き）	低所得者	無	－	－	・生活保護法の所得基準の1.5倍を超えない世帯の世帯員	有	有	医療保険の自己負担額（※１）	償還のみ	S50.4.1	0
	重度障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →本人住民税非課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	107
			① 85250 ② 85253		・県の所得制限により非該当となった重度障害老人 ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の障害認定に該当する重度障害老人（県制度対象者を除く） ・後期高齢者医療対象者のうち知的障害中度の者 ・身体障害者手帳３級・４級の一部の者 ・精神障害者２級の者 ・障害年金受給者	有（市の所得制限）	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額 →本人住民税課税の場合			291
	母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →本人住民税非課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２） →本人住民税非課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0
	母子家庭老人等 ＜母子家庭老人・父子家庭老人＞	有	① 86250 ② 86253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった母子家庭老人および父子家庭老人	有（市の所得制限）	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
栗東市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 現物 県外 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	5,773
	重度障害者（児）	有	41253	ピンク	・県制度対象者で、小中学生の者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	42
	重度障害者（児）	有	47250	ピンク	・身障手帳３級所持者 ・療育手帳Ｂ１所持者（知的障害中度） （※いずれも世帯員全員が市民税非課税である者）	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	S48.4.1 (R6.8.1)	32
			47253		・身障手帳３級所持者 ・療育手帳Ｂ１所持者（知的障害中度）			医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			104
			47254		・身障手帳３級所持者 ・療育手帳Ｂ１所持者（知的障害中度） （※いずれも小中学生である者）			医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）		R2.4.1 (R6.8.1)	27
	母子家庭等（母子）	有	43253	ピンク	・県制度対象者で、小中学生の者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	255
	母子家庭等（父子）	有	44253	ピンク	・県制度対象者で、小中学生の者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額、入院にかかる自己負担は無し（県制度における入院自己負担分が市単独助成）	県内 現物 県外 償還	R2.4.1 (R6.4.1)	14
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者医療確保法第５０条、及び上記重度障害者に該当する者 （※世帯員全員が市民税非課税である者）	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	S58.2.1 (R6.8.1)	47
			85253		・高齢者医療確保法第５０条、及び上記重度障害者に該当する者			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			113

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
野洲市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小学１年生から中学３年生の者	無	＜保護者＞ 無	医療保険制度の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額。入院については自己負担額なし	県内　現物 県外　償還	R5.10.1	3,857
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	292
			47250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳３級所持者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）		R6.4.1	136
	老人	有	48251	うすだいだい	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳～69歳老人	有 （市の所得制限）	有 （市の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内　現物 県外　償還	H26.8.1	5
					・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）				5
		有	48252	白	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の70歳～74歳老人	有 （市の所得制限）	有 （市の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内　現物 県外　償還	H26.8.1	10
					・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）				6
	母子家庭等（母子家庭）	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	521
	母子家庭等（父子家庭）	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	44
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	9
	重度障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	228
			85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳３級所持者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		R6.4.1	218
	母子家庭老人等（母子家庭）	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0
	母子家庭老人等（父子家庭）	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H17.8.1	0

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
湖南市	小中学生	有	40259	オレンジ	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R3.9.1	4,227
	高校生世代	有	40252	ピンク	・高校生世代	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	1,516
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R3.9.1	27
	母子家庭等（母子家庭）	有	43252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R3.9.1	299
	母子家庭等（父子家庭）	有	44252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R3.9.1	22
	重度障害者（児）	有	47250	ピンク	・身障手帳３級所持者 ・療育手帳Ｂ所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	H16.10.1	114
			47253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度による自己負担金（※２）を控除した額			468
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の重度障害者（児）に該当する者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内　現物 県外　償還	H16.10.1	48
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			79

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
甲賀市	子育て応援医療	有	40253	クリーム	・小学１年生から中学３年生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	R4.10.1	6,012
	高校生世代	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	2,479
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	485
			47250		・県の所得制限により非該当となった者	有（県の所得制限）	無	医療保険の自己負担額（※１）		R6.4.1	28
			47253		・身障手帳３級所持者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額		H25.8.1	97
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	778
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	72
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	6
	母子家庭等	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有（県の所得制限）	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H16.10.1	25
	重度障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	402
			85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・戦傷病者手帳保持者で恩給法第49条/2第1号表/2及び同条/3表第1号表/3に該当する者	有（県の所得制限）	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		R6.4.1	16
			85253		・身障手帳３級所持者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額		H25.8.1	286
	母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	0

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
高島市	子ども医療費助成	有	40259	藤色	・小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H25.7.1	2,529
			40252	ピンク	・高校生世代	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R5.8.1	1,158
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.1.1	180
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.1.1	9
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H17.1.1 (R6.4.1)	27

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
米原市	小・中学生	有	40259	緑	・小学１年生から中学３年生まで	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	2,759
	高校生世代	有	40252	ピンク	・県制度対象者（義務教育終了から18歳到達の年度末まで）	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	1,028
	重度障がい者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者（小学１年生から高校生世代（18歳到達の年度末まで）まで）	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H26.4.1	19
	重度心身障がい者（児） （知的障がい者）	ー	ー	ー	・療育手帳（中度・軽度）所持者 ・１年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から市独自の自己負担金を控除した額	償還のみ	R1.8.1	115
	重度障がい者（児）	有	47250	ピンク	・身障手帳３級所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R1.8.1	30
			47253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度による自己負担金（※２）を控除した額			
	重度障がい老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記障害者（児）該当者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内　現物 県外　償還	R1.8.1	124
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者（小学１年生から高校生世代（18歳到達の年度末まで）まで）	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H26.4.1	136
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者（小学１年生から高校生世代（18歳到達の年度末まで）まで）	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内　現物 県外　償還	H26.4.1	13

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
　　入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
日野町	重度障害者（児）（身体障害者）	有	47253	ピンク	・身障手帳３～６級所持者	有（町の所得制限）	有（町の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内 現物 県外 償還	H18.8.1	176
	重度障害者（児）（知的障害者）				・知的障害中度及び軽度の者						
	重度障害者（児）（心身障害者）				・精神障害者保健福祉手帳２・３級所持者					R6.4.1	
	母子家庭等	有	49253	ピンク	・20歳未満の子を扶養とする母（父）と子	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	31
	重度障害老人（身体障害者）	有	85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で身障手帳３～６級所持者	有（町の所得制限）	有（町の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額	県内 現物 県外 償還	H18.8.1	163
	重度障害老人（知的障害者）				・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で知的障害中度及び軽度の者						
	重度障害老人（心身障害者）				・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で精神障害者保健福祉手帳２・３級所持者						
	小・中学生	有	40259	オレンジ	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担金（※１）	県内 現物 県外 償還	R1.10.1	1,495
			41252	ピンク	・県制度対象者（重度障害者）のうちの小中学生			県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還		16
			43252		・県制度対象者（母子家庭）のうちの小中学生						115
			44252		・県制度対象者（父子家庭）のうちの小中学生						3
	高校生等	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	581
			41252		・県制度対象者（重度障害者）のうちの高校生等						0
			43252		・県制度対象者（母子家庭）のうちの高校生等						42
			44252		・県制度対象者（父子家庭）のうちの高校生等						1

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
竜王町	子ども医療	有	40259	サーモンピンク	・小学生、中学生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	788
	高校生世代	有	40252	ピンク	県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	349
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	52
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	2
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者のうち課税世帯に属する小中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H29.10.1	6
			47250		・身体障害者手帳３～６級所持者 ・療育手帳中度・軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳２～３級所持者	有 （町の所得制限）	有 （町の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H23.8.1	34
			47253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			29
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記心身障害者（児）該当者	有 （町の所得制限）	有 （町の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H23.8.1	49
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			42

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
愛荘町	あんしん子育て医療	有	40259	濃クリーム	・小学校入学から中学校卒業前までの児童	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	2,008
	高校生世代	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	766
	重度障害者（児）	有	41252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	17
			47250	ピンク	・身体障害者手帳３級所持者			医療保険の自己負担額（※１）		H18.2.13	7
			47253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			27
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	165
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	18
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障害者手帳３級所持者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H18.2.13	19
			85253			有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			38

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
豊郷町	子ども医療	有	40259	濃クリーム	小学１年生から中学生世代まで	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	528
			40252	ピンク	高校生世代	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	265
	重度障害者(児)	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳３級所持者 ・療育手帳B所持者 ・精神障害者手帳２級以上所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額(※１)	県内 現物 県外 償還	H28.4.1	42
			47253					医療保険の自己負担額(※１）から県制度に準ずる自己負担金(※２)を控除した額			54
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳３級所持者 ・療育手帳B所持者 ・精神障害者手帳２級以上所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H28.4.1	16
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※２)を控除した額			14
	母子家庭等	有	43252	ピンク	県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金(※２)	県内 現物 県外 償還	H26.10.1	42
			44252								9

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
甲良町	小中学生	有	40259	藤色	・６歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	414
	高校生世代	有	40252	ピンク	・県制度対象者	無	無	県制度による自己負担金(※２)	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	177
	ひとり親家庭・重度障害者（児）	有	41252 43252 44252	ピンク	・県制度対象者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金(※２)	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	46
	重度障害者（児）	有	47250 47253	ピンク	・県制度を除く、身障手帳3級、療育手帳B1、もしくは精神障害者手帳2級を所持する者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額から県制度に準ずる自己負担額を除いた額	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	54
	重度障害老人	有	85250 85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障害者手帳３級、療育手帳B1、もしくは精神障害者手帳2級所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※２)を除いた額	県内　現物 県外　償還	R6.4.1	37

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【 全て 】（令和8年10月1日現在）

様式１

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
多賀町	子育て応援医療	有	40259	緑	・町内在住小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H24.10.1	681
	高校生世代	有	40252	ピンク	・高校生世代（18歳年度末まで）	無	無	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	R6.4.1	206
	重度障害者（児）	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳３級所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	医療保険の自己負担額（※１）	県内 現物 県外 償還	H22.10.1	5
			47253					医療保険の自己負担額（※１）から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			8
			41252		・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生			県制度による自己負担金（※２）		H23.4.1	4
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H24.10.1	46
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	県制度による自己負担金（※２）	県内 現物 県外 償還	H24.10.1	2
	重度障害老人	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳３級所持者	有 （県の所得制限）	有 （県の所得制限）	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	H22.10.1	11
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金（※２）を控除した額			8

（※1） 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
（※2） 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円（調剤報酬明細書には適用しない）
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独事業実施状況　＜精神障害者・児（老人）＞

（令和8年10月1日現在）

市町単独事業実施状況【 精神障害者・児（老人）】（令和8年10月1日現在）

様式２

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期（改正時期）	対象者数
						本人	扶養義務者	内容	方法	年月日	R8.10.1現在
大津市	精神障害者（児）	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有（市の所得制限）	有（市の所得制限）	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16.8.1	30
	精神障害老人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有（市の所得制限）	有（市の所得制限）	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16.8.1	1
近江八幡市	精神障害者（児）	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	33
	精神障害老人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	3
草津市	精神障害者（児）	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H14.8.1	83
	精神障害老人	有	76250	空色	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記精神障害者に該当する者	無	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H14.8.1	2
守山市	精神障害者（児）	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有（市の所得制限）	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	29
	精神障害老人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	有（市の所得制限）	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	2
野洲市	精神障害者（児）	有	71250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16.10.1	28
	精神障害老人	有	76250	空色	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H16.10.1	0
湖南市	精神障害者（児）	有	71250	空色	・精神障害者保健福祉手帳３級所持者で通院医療費公費負担を受けている者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	精神障害の通院医療費から保険給付と通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	214
	精神障害老人	有	76250	空色	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の精神障害者に該当する者	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	精神障害の通院医療費について生じる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から通院医療費公費負担を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.8.1	9
米原市	精神障害者（児）	―	―	―	・精神保健福祉手帳（１級および２級）所持者 ・精神指定病院に入院加療中の者 ・１年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有（県の所得制限）	有（県の所得制限）	入院における医療保険の自己負担額（※１）の２分の１	償還のみ	H17.2.14	48